資料7

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定更新について

(H29, 03, 22)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「指定特定相談支援事業者」については同法第51条の21第1項により、また、児童福祉法に基づく「指定障害児相談支援事業者」については同法第24条の29第1項により、6年ごとに指定の更新を受けなければ指定の効力を失うこととされています。引き続き指定を受けるためには、指定更新手続きが必要となります。

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者については、平成 24 年 4 月から新規指定が開始されており、当初に指定を受けた事業者の指定有効期間が平成 30 年 3 月 31 日に満了します。

指定更新申請受付事務は、新規指定申請受付事務とほぼ同様の事務手続きとなりますので、各事業所の適正な運営を確認・指導できる1つの良い機会です。

各市町村におかれましては、サービス提供に支障が生じることのないよう、計画的な 更新事務にご留意くださいますようお願いいたします。

(参考) 指定更新申請事務スケジュール例 (平成30年4月1日指定更進開始の場合)

平成29年12月中旬~下旬 年間スケジュール作成、指定更新申請書様式等の調整 平成30年1月上旬 指定更新対象事業所宛周知

2月中旬~下旬 4月1日指定更新事業所の申請書類受付

3月上旬~中旬 4月1日指定更新事業所の書類審査

3月中旬~下旬 5月1日指定更新事業所の指定申請書類受付

3月末 4月1日指定更新事業所宛指定書送付

4月上旬~中旬 5月1日指定更新事業所の書類審査

4月中旬~下旬 6月1日指定更新事業所の指定申請書類受付

4月末 5月1日指定更新事業所宛指定書送付